

最良執行方針

この最良執行方針は、資金決済に関する法律第 63 条の 10 及び金融商品取引法第 40 条の 2 第 1 項の規定にしたがい、お客様にとって最良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定めたものです。

当社では、お客様から当社の暗号資産取引所に上場されている現物取引及びレバレッジ取引、店頭デリバティブ取引を受託した際に、以下の方針に従い執行することに努めます。

1. 対象となる暗号資産の種類及び取引サービス

最良執行方針の対象となる暗号資産の種類及び取引サービスは以下のとおりです。

対象となる取引ペア	お取引いただけるサービス
BTC/JPY	販売所、取引所（現物取引）、 レバレッジ取引
HT/JPY	販売所、取引所（現物取引）
BCH/JPY	販売所、取引所（現物取引）
ETH/JPY	販売所、取引所（現物取引）
LTC/JPY	販売所、取引所（現物取引）
XRP/JPY	販売所、取引所（現物取引）
HT/BTC	販売所、取引所（現物取引）
BCH/BTC	販売所、取引所（現物取引）
ETH/BTC	販売所、取引所（現物取引）
LTC/BTC	販売所、取引所（現物取引）
XRP/BTC	販売所、取引所（現物取引）
HT/ETH	販売所、取引所（現物取引）
BCH/HT	販売所、取引所（現物取引）
LTC/HT	販売所、取引所（現物取引）
XRP/HT	販売所、取引所（現物取引）
XLM/JPY	取引所（現物取引）
XEM/JPY	取引所（現物取引）
MONA/JPY	取引所（現物取引）
XEM/BTC	取引所（現物取引）
ETC/BTC	取引所（現物取引）
XLM/BTC	取引所（現物取引）
XLM/ETH	取引所（現物取引）
ETC/HT	取引所（現物取引）
BAT/JPY	取引所（現物取引）

BAT/BTC	取引所（現物取引）
BAT/ETH	取引所（現物取引）
ONT/JPY	取引所（現物取引）
ONT/BTC	取引所（現物取引）
ONT/ETH	取引所（現物取引）
QTUM/JPY	取引所（現物取引）
QTUM/BTC	取引所（現物取引）
QTUM/ETH	取引所（現物取引）
TRX/JPY	取引所（現物取引）
TRX/BTC	取引所（現物取引）
TRX/ETH	取引所（現物取引）

2. 最良の取引の条件で執行するための方法

当社においては、お客様からいただいた売買注文に対し、当社が自己で直接の相手となる売買は行わず、全て委託注文として取り次ぎます。ただし、当社の暗号資産取引所で当社が取引所のユーザーとして売買に参加していることがあります。これらは他の取引所との価格の乖離を防ぐためのものであり、顧客が取引できる価格として不利となるものではありません。

a. 当社での現物売買注文及びレバレッジ取引においては、当社での現物板取引が「最良」気配と考え、当該取引所への取次を行います。

b. 取引の執行について、現物板取引以外で、例えば販売所での注文や店頭デリバティブ取引をご指定いただいた場合は、執行条件「最良」を選択できません。

また、当該取引所の価格が、妥当でない価格となるおそれもあるため、株式等の取引との相違、暗号資産の特性・取引実態等に留意しつつ、取引価格の透明性を高めていくことや交換業者による利益相反行為を防止していくことが重要と考えられます。

そのため、交換業者が顧客と相対取引をする際に、当社は自己が提示する売値と買値を表示することとします。

システム障害等により、やむを得ず、最良執行方針等に基づいて選択する方法とは異なる方法により執行する場合がございます。その場合でも、その時点での最良の条件で執行するよう努めます。

最良執行義務は、価格のみならず、例えば、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行する義務となります。したがって、価格のみに着目して事後的に最良でなかったとしても、それのみをもって最良執行義務の違反には必ずしもなりません。

2020年5月1日制定
2021年9月14日改訂
フォビジャパン株式会社